

改訂後	改訂前
<p>第8条（公租公課・費用等の負担）</p> <p>(1) カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、会員は変更後の公租公課を負担します。</p> <p>(2) カード利用による支払金等の支払、カードの返却、当社所定の届出及び問い合わせその他本規約に基づいて要する全ての費用（金融機関への振込手数料及び再振込手数料、当社指定場所への持参手数料、日本国外でのカード利用に係わる費用、郵送料、電話料金等）は、会員の負担とします。</p> <p>(3) <u>会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落としもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、当社所定の手数料を会員は負担するものとします。</u></p> <p>(4) 会員の要請によりカードを再発行したときは、当社は会員に対し、カードの再発行手数料1,100円(税込)を請求することができます</p>	<p>第8条（公租公課・費用等の負担）</p> <p>(1) カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、会員は変更後の公租公課を負担します。</p> <p>(2) カード利用による支払金等の支払、カードの返却、当社所定の届出及び問い合わせその他本規約に基づいて要する全ての費用（金融機関への振込手数料及び再振込手数料、当社指定場所への持参手数料、日本国外でのカード利用に係わる費用、郵送料、電話料金等）は、会員の負担とします。</p> <p>(3) <u>会員は、カード利用による支払金等を、当社の都合によるものでなく遅延し、当社が以下の各号の手続きを行った場合は、その手続きに要する費用として210円（税込。以下「回収事務手数料」という。）を支払うものとします。ただし、カードキャッシングの支払金の場合、利息、遅延損害金及び回収事務手数料が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定金利を超える場合はこの限りではありません。</u></p> <p><u>①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合。</u></p> <p><u>②会員宛に振込用紙を送付した場合。</u></p> <p><u>③会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合。</u></p> <p>(4) 会員の要請によりカードを再発行したときは、当社は会員に対し、カードの再発行手数料1,100円(税込)を請求することができます</p>